

○東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

令和2年4月1日

東大阪都市清掃施設組合規則第4号

改正 令和3年2月19日規則第1号

令和4年3月1日規則第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(給料及び報酬等)

第2条 会計年度任用職員（条例第1条に規定する「会計年度任用職員」をいう。以下同じ。）の職は、第3項及び第4項に規定する職を除き、次の各号に掲げる職のいずれかに区分されるものとし、当該職にある会計年度任用職員に対しては、それぞれ当該各号に定める給料・報酬表を適用する。

(1) 次号及び第3号に掲げる職以外の職 第1号区分給料・報酬表（別表第1）

(2) 専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職又は当該職に準ずる職で任命権者が定めるもの 第2号区分給料・報酬表（別表第2）

(3) 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して従事する職で任命権者が定めるもの 第3号区分給料・報酬表（別表第3）

2 パートタイム会計年度任用職員（条例第2条に規定するパートタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。）の報酬の基本額（条例第9条第2項に規定する報酬の基本額をいう。以下同じ。）は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

(1) 月額報酬支給職員（条例第9条第2項第1号の月額報酬支給職員をいう。以下同じ。）勤務1月につき、その者の受ける号給に応じた額（以下「報酬基礎額」という。）に、その者について定められた1週間当たりの勤務時間を38時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(2) 日額報酬支給職員（条例第9条第2項第2号の日額報酬支給職員をいう。以下同じ。）勤務1日につき、報酬基礎額を21で除して得た額に、その者について定められた1日当たりの勤務時間を7時間45分で除して得た数を乗じて得た額

(3) 時間額報酬支給職員（条例第9条第2項第3号の時間額報酬支給職員をいう。以下同じ。）勤務1時間につき、報酬基礎額を21で除して得た額を、100分の775で除して得た額

3 その職に必要とされる勤務環境、任期、勤務時間等の事情から、給料又は報酬について特別の考慮を要すると任命権者が認める職にある会計年度任用職員の給料又は報酬は、当該事情を考慮して任命権者が別に定める。

4 条例第9条第3項の市長が定めるものは、前項に規定する事情からその報酬の基本額について特別の考慮を要すると任命権者が認める職にあるパートタイム会計年度任用職員とし、当該パートタイム会計年度任用職員の報酬の基本額は、当該事情を考慮して任命権者が定める。

(会計年度任用職員の号給)

第3条 新たに会計年度任用職員(前条第1項の規定の適用を受ける者に限る。以下この条及び次条において同じ。)となった者の号給は、1号給とする。

2 前年度の末日において置かれていた職に任用されていた者が、引き続き当該職と同一の職務内容である職(以下「同一職」という。)に任用された場合におけるその者の号給は、再度任用された日の前日におけるその者の号給(以下「再度任用前号給」という。)の号数に、職務経験期間の月数を12で除した数に4を乗じて得た数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下「経験加算号給数」という。)を加えて得た数を号数とすることができる。

3 会計年度任用職員(前条第1項第1号に掲げる職にある会計年度任用職員を除く。以下この項及び次項において同じ。)の経験加算号給数が、21号給の号数から再度任用前号給の号数を減じて得た数に相当する号給数を超えることとなる場合については、当該相当する号給数を経験加算号給数とするものとする。

4 前項の規定の適用を受ける会計年度任用職員及びこの項の規定により21号給を超える号給を受けている会計年度任用職員が、次年度において引き続き同一職に任用された場合におけるその者の号給は、前2項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める号給とすることができる。

(1) 次号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員 再度任用前号給の号数に1を加えて得た数を号給とする号給

(2) 職務経験期間の月数が12月に満たない会計年度任用職員 再度任用前号給
(職務経験期間)

第4条 前条第2項及び第4項第2号の職務経験期間の月数は、前年度における会計年度任用職員としての引き続きいた在職期間の月数から、正規の勤務時間(東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例(昭和40年東大阪市都市清掃施設組合条例第2号。以下「事務局設置条例」という。)第4条の規定により準用される東大阪都市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則(令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)に勤務した日がない月(勤務時間規則第13条第2項第1号に掲げる場合における休暇を使用した日のあった月及び法律又は条例の規定により給与(パートタイム会計年度任用職員にあつては報酬)を減額することなく支給する月を除く。)の数を除いた月数(1月未満の端数があるときは、これを切り捨てた月数)とする。

(給与を減額しない場合)

第5条 削除

(フルタイム会計年度任用職員に係る給与条例の読替え)

第6条 条例第8条第1項の規定による東大阪市職員給与条例(昭和42年東大阪市条例第27号。以下「給与条例」という。)の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第26条第2項及び第3項	月額、管理職手当の月額及び扶養手当の月額の合計額	月額
第26条第3項	職員	職員に準ずるフルタイム会計年度任用職員として任命権者が定めるもの
第27条第2項	6月を超えない範囲内で、月の1日からその月以後の月の末日までの期間として市長が定める期間(以下「支給対象期間」という。)	1月
第27条第2項第1号	市長が定めるところにより算出したその者の支給対象期間の通勤に要する運賃の額に相当する額(以下「運賃相当額」という。)(当該交通機関が定期券を発行し、運賃相当額を支給対象期間の月数で除して得た額(以下「1月当たりの運賃相当額」という。))	当該交通機関の利用区間に係る通勤期間1月の通勤用定期乗車券(以下「定期券」という。)の額(当該交通機関が定期券を発行していない場合にあつては、当該交通機関の利用区間に係る通勤1回当たりの普通運賃の額に、その者の当該月における通勤回数に乗じて得た額)。ただし、当該額
第27条第2項第1号及び第3号	55,000円に支給対象期間の月数を乗じて得た額	55,000円
第27条第2項第2号	額(再任用短時間勤務職員のうち、支給対象期間当たりの通勤回数を考慮して市長が定める職員にあつては、その額から、その額に市長が定める割合を乗じて得た額を減じた額)	額
第27条第2項第3号	1月当たりの運賃相当額及び前号	前2号
第27条第3項	支給対象期間内に公署	公署
第29条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務する	正規の勤務時間(東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例(昭和40

		年東大阪市都市清掃施設組合条例第2号。以下「事務局設置条例」という。)第4条の規定により準用される東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則(令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。)第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)を超えて勤務する
第29条第3項	勤務時間条例第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第4条第1項
第29条第3項 第29条第4項	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第2条
	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第2条
第29条第4項 第29条第5項	第1項(第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)	第1項
	勤務時間条例第9条の3第1項	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項
第43条	前条第1項	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第6条
	第20条又は第41条	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する第20条又は第41条
第44条	第42条第1項	会計年度任用職員条例第6条
第45条第8項	第38条第1項	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する第38条第1項

第45条第9項	第38条の2	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する第38条の2
	第45条第8項	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する第45条第8項
第49条	この条例	会計年度任用職員条例

(給料等の支給日)

第7条 給料及び地域手当は、当月分を翌月の末日までに支給するものとし、その支給日は、任命権者が定める。

(給料の日割計算)

第8条 給料の日割計算の方法は、給料月額に支給又は減額する日数を乗じた額をその所定勤務日数で除してこれを行う。

(特殊勤務手当等の支給日)

第9条 特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、当月分を翌々月の末日までに支給するものとし、その支給日は、任命権者が定める。

2 フルタイム会計年度任用職員(条例第2条に規定するフルタイム会計年度任用職員をいう。以下同じ。)が、事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間勤務手当に対する前項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌々月」とする。

(フルタイム会計年度任用職員に係る給与規則の準用)

第10条 東大阪市職員給与条例施行規則(昭和42年東大阪市規則第19号。以下「給与規則」という。)第7条の2から第8条の2まで及び第8条の5(第3項を除く。)から第11条までの規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第7条の2	条例第26条	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第8条第1項において準用す

		る条例第26条
	条例第38条第4項及び第5項並びに第41条	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例第41条
第8条、第8条の2、第8条の5から第9条の2まで及び第11条	条例	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例
第10条の2	条例第29条	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例第29条
	条例第42条第1項	会計年度任用職員条例第6条

2 給与規則第13条から第17条までの規定は、条例第8条第2項に規定するフルタイム会計年度任用職員（同条第3項の規定により同条第2項に規定する任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員とみなされる者を含む。）に対する期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	条例第38条の3第2項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第8条第2項において準用する条例第38条の3第2項
第14条	条例第38条の3第3項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第3項
第15条第1項	条例第38条の3第7項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第7項
第15条第1項第1号	条例第38条の3第2項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第2項
第16条及び第17条第1項	条例第38条の3第8項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第8条第2項において準用する条例第38条の3第8項
第17条第1項	条例第38条の3第5項又は第6項	会計年度任用職員条例第8条第2

	(条例第38条の4第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)	項において準用する条例第38条の3第5項又は第6項
第17条第1項第4号	期末手当及び勤勉手当の別、	期末手当の
第17条第2項	又は期末手当及び勤勉手当支給一時差止処分書及び	及び

(通勤手当)

第11条 東大阪市職員通勤手当支給規則(昭和42年東大阪市規則第24号。以下「通勤手当支給規則」という。)第2条から第6条まで、第8条、第9条、第10条の3から第12条まで、第16条及び第17条の規定は、フルタイム会計年度任用職員の通勤手当の支給について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる通勤手当支給規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える通勤手当支給規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第3条第1項	条例	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第8条第1項において準用する条例
第3条第2項、第4条から第6条まで、第8条、第10条の3、第12条第1項、第16条及び第17条	条例	会計年度任用職員条例第8条第1項において準用する条例
第8条	運賃相当額(以下「運賃相当額」という。)	通勤手当の額
第10条の3第1号	に規定する1月当たりの運賃相当額及び同項第2号に定める額を支給対象期間の月数で除して得た額の合計額	及び第2号に定める額の合計額
	55,000円に当該支給対象期間の月数を乗じて得た額	55,000円
第16条	できない。この場合において、当該期間を含む支給対象期間に係	できない。

	る通勤手当に関し必要な事項は、 市長が定める。	
--	----------------------------	--

2 通勤手当は、勤務した日の属する月の翌月の末日までに支給する。

(勤務1時間当たりの報酬額)

第12条 条例第12条第1号の管理者が定める額は、報酬基礎額及び当該額に100分の10を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)の合計額に12を乗じ、その額を38時間45分に52を乗じて得たものから条例第8条第1項において準用する給与条例第41条の市長が別に定める休日の勤務時間を減じたもので除した額とする。

2 第2条第3項又は第4項の規定の適用を受ける者の勤務1時間当たりの報酬額は、前項の規定にかかわらず、別に定める。

(報酬の支給日)

第13条 条例第9条第1項に規定する報酬の支給日は、月額、日額及び時間額の別その他の事情を考慮して、任命権者が定める。

2 条例第9条第4項に規定する特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬は、当月分を翌々月の末日までに支給するものとし、その支給日は、任命権者が定める。

3 パートタイム会計年度任用職員が事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間に勤務した場合において支給する当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当に相当する報酬の支給に係る当該報酬に対する前項の規定の適用については、同項中「翌々月」とあるのは、「事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項の規定により、指定された時間外勤務代休時間が指定された日の属する月の翌々月」とする。

(費用弁償)

第14条 条例第14条第4項の管理者が定める者は、任期が1月以上であって、あらかじめ定められた1週間の勤務日が1日以上とされているパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員とする。

2 条例第14条第4項に規定する費用弁償の額は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担することを常例とするパートタイム会計年度任用職員(交通機関を利用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって交通機関を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。) 当該交通機関の利用区間に係る通勤1回当たりの普通運賃の額に、その者の当該月における通勤回数を乗じて得た額(当該交通機関が通勤

用定期乗車券（以下「定期券」という。）を発行している場合は、当該交通機関の利用区間に係る通用期間1月の定期券の額を上限とする。）。ただし、当該額が55,000円を超えるときは、55,000円

(2) 通勤のため通勤手当支給規則第6条に掲げる交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。）給与条例第27条第2項第2号に掲げる職員の例により算出した額の21分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額）に、その者の当該月における通勤回数に乗じて得た額（同号に掲げる職員の例により算出した額を上限とする。）

(3) 通勤のため交通機関を利用してその運賃を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とするパートタイム会計年度任用職員（交通機関を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるパートタイム会計年度任用職員以外のパートタイム会計年度任用職員であって、交通機関を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 次のア又はイに掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額

ア 自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上であるもの及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であるもの 第1号及び前号に定める額（第1号及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、55,000円）

イ 自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるもの（アに掲げるパートタイム会計年度任用職員を除く。） 第1号に定める額

3 条例第14条第4項に規定する費用弁償は、勤務した日の属する月の翌月の末日までに支給する。（日額報酬支給職員及び時間額報酬支給職員の期末手当基礎額）

第15条 条例第15条第2号の基準日前6月以内の期間における報酬の1月当たりの平均額として管理者が定める額（次項において「手当基礎額」という。）は、次の各号に掲げるパートタイム会計年度任用職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 日額報酬支給職員 日額報酬支給職員の基準日（条例第15条第1号に規定する基準日をいう。以下同じ。）以前6月間における1日当たりの平均額として管理者が別に定める額に、21を乗じて得た額

(2) 時間額報酬支給職員 基準日以前6月間における1時間当たりの平均額として管理者が別に定める額に、100分の775に21を乗じて得た数を乗じて得た額

2 前項に規定する額が公正を欠くと認められる場合については、同項の規定にかかわらず、任命

権者が管理者と協議して定める額を手当基礎額とすることができる。

(期末手当の支給対象とならないパートタイム会計年度任用職員)

第16条 条例第16条第4項の管理者が定めるものは、次に掲げるパートタイム会計年度任用職員とする。

- (1) 1週間当たりの勤務時間が15時間30分未満であるパートタイム会計年度任用職員
- (2) その他期末手当を支給しないことが適当であると任命権者が認めるパートタイム会計年度任用職員

(パートタイム会計年度任用職員に係る給与条例の読替え)

第17条 条例第16条第1項の規定による給与条例の技術的読替えは、次の表のとおりとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第20条	給料	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第9条第1項に規定する報酬
第43条	前条第1項	会計年度任用職員条例第11条において準用する会計年度任用職員条例第6条
	第20条	会計年度任用職員条例第16条第1項において準用する第20条
	第41条	会計年度任用職員条例第12条
第44条	第42条第1項	会計年度任用職員条例第11条において準用する会計年度任用職員条例第6条
第45条第2項、第3項、第5項及び第6項	給料、扶養手当、地域手当、住居手当	会計年度任用職員条例第9条第1項に規定する報酬
第45条第4項	給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ	会計年度任用職員条例第9条第1項に規定する報酬の
第45条第8項	第38条第1項	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する第38条第1項
第45条第9項	第38条の2	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する第38条の2
	第45条第8項	会計年度任用職員条例第16条第1

		項において読み替えて準用する 第45条第8項
第49条	この条例	会計年度任用職員条例

2 条例第16条第3項の規定による給与条例の技術的読替は、次の表のとおりとする。

読み替える給与条例の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第28条第1項	給料	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第9条第1項に規定する報酬
第29条第1項	正規の勤務時間を超えて勤務する	正規の勤務時間（東大阪都市清掃施設組合事務局設置条例（昭和40年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「事務局設置条例」という。）第4条の規定により準用される東大阪市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準を定める規則（令和2年東大阪市規則第16号。以下「勤務時間規則」という。）第7条第1項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。）を超えて勤務する
第29条第1項及び第3項から第5項まで並びに第30条及び第31条	第41条に規定する勤務1時間当たりの給与額	会計年度任用職員条例第12条に規定する勤務1時間当たりの報酬額
第29条第3項	勤務時間条例第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第4条第1項
	勤務時間条例第3条第2項又は第4条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第3条第4項
第29条第4項	勤務時間条例第3条第1項、第4条及び第5条	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第3条

		第2項及び第3項並びに第4条
第29条第5項	勤務時間条例第9条の3第1項	事務局設置条例第4条の規定により準用される勤務時間規則第8条第1項
第30条及び第31条	職員	パートタイム会計年度任用職員 (任命権者が定めるものを除く。)

(報酬の日割計算)

第18条 報酬の日割計算の方法は、条例第9条第1項に規定する合計額に支給し、又は減額する日数を乗じた額をその所定勤務日数で除してこれを行う。

(パートタイム会計年度任用職員に係る給与規則の準用)

第19条 給与規則第8条、第8条の2及び第8条の4から第11条までの規定は、パートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第8条(見出しを含む。)、第8条の2の見出し、第8条の4の見出し、第8条の5第1項(見出しを含む。)及び第8条の6(見出しを含む。)	時間外勤務手当	時間外勤務手当に相当する報酬
第8条	条例	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。)第16条第3項において準用する条例
第8条の2、第8条の4から第9条の2まで及び第11条	条例	会計年度任用職員条例第16条第3項において準用する条例
第8条の5から第9条(見出しを含む。)まで、第9条の2の見出し及び第10条	休日勤務手当	休日勤務手当に相当する報酬
第10条の2(見出しを含む。)	給与額	報酬額
第10条の2	条例第42条	会計年度任用職員条例第12条

	条例第29条	会計年度任用職員条例第16条第3項において準用する条例第29条
	夜間勤務手当	夜間勤務手当に相当する報酬

2 給与規則第13条から第17条までの規定は、条例第16条第4項に規定するパートタイム会計年度任用職員（同条第5項の規定により同条第4項に規定する任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員とみなされる者を含む。）に対する期末手当について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる給与規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える給与規則の規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第13条	条例第38条の3第2項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和2年東大阪都市清掃施設組合条例第2号。以下「会計年度任用職員条例」という。）第16条第4項において準用する条例第38条の3第2項
第14条	条例第38条の3第3項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第3項
第15条	条例第38条の3第7項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第7項
第15条第1項第1号	条例第38条の3第2項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第2項
第16条第1項及び第17条第1項	条例第38条の3第8項（条例第38条の4第4項において準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第8項
第17条第1項	条例第38条の3第5項又は第6項（条例第38条の4第4項においてこれらの規定を準用する場合を含む。）	会計年度任用職員条例第16条第4項において準用する条例第38条の3第5項又は第6項
第17条第1項第4号	期末手当及び勤勉手当の別、	期末手当の
第17条第2項	又は期末手当及び勤勉手当支給	及び

(この規則により難い場合の措置)

第20条 特別の事情によりこの規則の規定によることができない場合又はこの規則の規定によることが著しく不相当であると認められる場合には、任命権者は、管理者と協議の上、別段の取扱いをすることができる。

(委任)

第21条 この規則の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 経過措置対象者（条例附則第3項に規定する経過措置対象者をいう。以下同じ。）（この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において給与条例第41条第1項に規定する職員であった者であって、任命権者が指定する職にあったものに限る。）の令和元年12月2日から施行日の前日までの引き続いた当該職としての在職期間は、令和2年6月に支給する期末手当の額を算定する場合における条例第8条第2項又は第16条第4項において準用する給与条例第38条第2項に規定する在職期間とみなす。

3 パートタイム会計年度任用職員（第2条第1項の規定の適用を受ける者に限る。）のうち経過措置対象者（任命権者が必要と認めるものに限る。）であって、その者の受ける条例第9条第1項に規定する報酬の合計額が施行日の前日における給料（条例附則第3項に規定する施行日の前日における給料をいう。以下同じ。）に達しないこととなるものについては、同日における給料を同条第1項に規定する合計額とするものとする。

4 前項の規定の適用を受ける者の勤務1時間当たりの報酬額は、第12条第1項の規定にかかわらず、別に定める。

(条例附則第1項の管理者が定める者)

5 条例附則第1項の管理者が定める者は、東大阪都市清掃施設組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則の一部を改正する規則（令和3年東大阪都市清掃施設組合規則第1号）による改正前の附則第5項の規定を受けて令和2年6月に期末手当の支給を受けた者とする。

附 則（令和3年2月19日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年3月1日規則第1号）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条第1項第1号関係）

第1号区分給料・報酬表

号給	給料月額・報酬月額
	円
1	146,100
2	147,200
3	148,400
4	149,500
5	150,600
6	151,700
7	152,800
8	153,900
9	154,900
10	156,300
11	157,600
12	158,900
13	160,100

別表第2（第2条第1項第2号関係）

第2号区分給料・報酬表

号給	給料月額・報酬月額
	円
1	160,100
2	161,600
3	163,100
4	164,700
5	165,900
6	167,400
7	168,900
8	170,400
9	171,700
10	174,400
11	177,000
12	179,600
13	182,200

14	183,900
15	185,500
16	187,200
17	188,700
18	190,400
19	192,200
20	193,900
21	195,500
22	196,900
23	198,400
24	199,900
25	201,200
26	202,500
27	203,700
28	205,000
29	206,300
30	207,600
31	208,900
32	210,200
33	211,300
34	212,600
35	213,900
36	215,200
37	216,300
38	217,400
39	218,400
40	219,500
41	220,600
42	221,600
43	222,500
44	223,500
45	223,800
46	224,600

47	225,400
48	226,100
49	226,800
50	227,800
51	228,600
52	229,400
53	230,100
54	230,800
55	231,700
56	232,700
57	233,400
58	234,000
59	234,500
60	235,200
61	236,000
62	236,600
63	237,200
64	237,700
65	238,400
66	239,100
67	239,800
68	240,300
69	240,800
70	241,500
71	242,200
72	242,900
73	243,500
74	244,200
75	244,900
76	245,600
77	246,100
78	246,600
79	246,900

80	247,300
81	247,600

別表第3（第2条第1項第3号関係）

第3号区分給料・報酬表

号給	給料月額・報酬月額
	円
1	206,000
2	207,800
3	209,400
4	211,200
5	213,000
6	214,800
7	216,200
8	218,000
9	219,700
10	221,500
11	223,200
12	224,900
13	226,500
14	228,100
15	229,500
16	231,200
17	232,800
18	234,400
19	235,400
20	236,900
21	238,300
22	239,500
23	240,700
24	241,900
25	242,900
26	244,100
27	245,400

28	246,400
29	247,600
30	248,900
31	249,800
32	251,100
33	252,300
34	253,600
35	255,000
36	256,400
37	257,600
38	258,800
39	260,000
40	261,200
41	262,500
42	263,600
43	264,700
44	265,800
45	267,100
46	268,400
47	269,400
48	270,500
49	271,800
50	273,100
51	274,000
52	275,000
53	275,900
54	277,000
55	278,100
56	279,100
57	280,000
58	281,000
59	281,500
60	282,400

61	283,100
62	284,000
63	285,000
64	285,800
65	286,600
66	287,400
67	288,200
68	288,700
69	289,100
70	289,600
71	289,800
72	290,100
73	290,300
74	290,700
75	290,900
76	291,100
77	291,500
78	291,800
79	292,100
80	292,400
81	292,700
82	293,100
83	293,400
84	293,800
85	294,100
86	294,500
87	294,700
88	294,900
89	295,200
90	295,600
91	295,800
92	296,100
93	296,500

94	296,900
95	297,100
96	297,400
97	297,800
98	298,100
99	298,300
100	298,600
101	299,000
102	299,300
103	299,500
104	299,900
105	300,300
106	300,600
107	300,800
108	301,000
109	301,300
110	301,700
111	301,900
112	302,100
113	302,400
114	302,700
115	303,100
116	303,300
117	303,600
118	303,900
119	304,200